

本書利用者のために

1. 調査の概要

この調査は、茨城県に常住する人口及び世帯について、市町村別の人口及び移動状況を明らかにするため、「茨城県常住人口調査規則」に基づき、毎月市町村から報告を得て、これを昭和55年1月から12月までの1年間をまとめたものである。

2. 調査の方法

本調査は国勢調査による人口を基礎として、これに毎月の住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき届け出された出生、死亡、転入、転出の数を加減して推計したものである。従って住民基本台帳による人口とは若干異なるものである。

3. 用語の説明

- (1) 出生(届) … 戸籍法第49条に基づく出生届により、住民票の作成又は、同票に記載された者
- (2) 死亡(届) … 出生と同様、死亡届又は失踪宣告届に基づき、住民票を削除された者
- (3) 転入(届) … 住民基本台帳法第22条の規定により届け出られた転入者及び同法第8条の規定により職権によって住民票に記載された者
- (4) 転出(届) … 住民基本台帳法第24条の規定により届け出られた転出者及び、同法第8条の規定により職権によって住民票に記載された者
- (5) 外国人 … 外国人登録法の規定に基づき、市町村に備えられている外国人登録原票に登録された外国人

(6) 率等の算出方法

自然増加数 = 出生数 - 死亡数

自然増加率(%) = 自然増加数 ÷ 55年1月1日現在人口 × 100

出生率(%) = 出生数 ÷ 55年1月1日現在人口 × 1000

死亡率(%) = 死亡数 ÷ 55年1月1日現在人口 × 1000

社会増加数 = 転入者 - 転出者

社会増加率(%) = 社会増加数 ÷ 55年1月1日現在人口 × 100

転入率(%) = 転入者 ÷ 55年1月1日現在人口 × 100

転出率(%) = 転出者 ÷ 55年1月1日現在人口 × 100

移 動 数 = 転入者数 + 転出者数

移 動 率(%) = 移動数 ÷ 55年1月1日現在人口 × 100

転入超過数 = 転入者 - 転出者

転出超過数 = 転出者 - 転入者

人口増加数 = 自然増加数 + 社会増加数

人口増加率(%) = 人口増加数 ÷ 55年1月1日現在人口 × 100

性 比 = 男の数 ÷ 女の数 × 100

出生・性比 = 男の出生数 ÷ 女の出生数 × 100

死亡・性比 = 男の死亡数 ÷ 女の死亡数 × 100

(7) 地域別…本県の地域を下記のとおり市郡又は町村別に5ブロックに分ける。

県北平担地域：水戸市 日立市 勝田市 那珂湊市 常澄村 茨城町 小川町 美野里町
内原町 大洗町 友部町 岩間町 東海村 那珂町 瓜連町

県北山間地域：常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 常北町 桂村 御前山村 七会村
岩瀬町 大宮町 山方町 美和村 緒川村 十王町 久慈郡

鹿行地域：鹿島郡 行方郡

県南地域：土浦市 石岡市 竜ヶ崎市 取手市 稲敷郡 新治郡 筑波郡 北相馬郡

県西地域：古河市 下館市 結城市 下妻市 水海道市 岩井市 真壁郡 結城郡
猿島郡

4. 利用上の注意

- (1) 統計表のうち変動数は、昭和55年(1月から12月まで)における毎月の累積数である。
- (2) 「人口増加率」「自然増加率」「出生率」及び「社会増加率」等の比率が相互に一致しない場合があるのは、四捨五入によるためである。
- (3) 社会動態の「その他」の欄は、住民基本台帳法に基づく実態調査等により職権で処理されたもののうち、従前の住所、転出先不明のものである。また、外国人の帰化、国籍離脱についても便宜含めてある。

1. 55年は10月に国勢調査が行われたため、常住人口調査規則(昭45.規則第28号)に基づく報告の数値を国勢調査結果により、同規則第9条の規定に基づき修正した。したがって、本報告書中の社会動態については、それぞれ注記したので利用にあたって留意されたい。
2. 世帯数については55年国勢調査と従前の国勢調査との取扱基準が変更(会社、官公庁等の